

平成27年東京二十三区清掃一部事務組合議会予算特別委員会会議録 目 次

期日	1
場所	1
出席委員	1
欠席委員	1
出席説明員	1
出席議会事務局職員	3
傍聴人	3
議題	3
開会	4
議題1 正副委員長の互選	4
議題2 議案審査	4
総括・詳細説明（大久保一成総務部長）	5
詳細説明（井上 隆施設管理部長）	7
詳細説明（中村浩平建設部長）	9
質疑・意見	10
質疑（秋家聡明委員）	10
答弁（石野伸一施設課長）	11
質疑（秋家聡明委員）	11
答弁（石野伸一施設課長）	12
質疑（秋家聡明委員）	12
答弁（岩崎 豊建設課長）	12
質疑（秋家聡明委員）	13
答弁（岩崎 豊建設課長）	13
質疑（秋家聡明委員）	14
質疑（高木秀隆委員）	14
答弁（塚越 浩技術課長）	14
質疑（高木秀隆委員）	14
答弁（塚越 浩技術課長）	15
質疑（高木秀隆委員）	15
答弁（塚越 浩技術課長）	16
質疑（高木秀隆委員）	17

質疑（おぐら利彦委員）	17
答弁（塚越 浩技術課長）	17
質疑（おぐら利彦委員）	18
答弁（塚越 浩技術課長）	18
質疑（おぐら利彦委員）	18
答弁（古舘 陽経営改革担当課長）	19
質疑（おぐら利彦委員）	19
答弁（岩崎 豊建設課長）	20
質疑（おぐら利彦委員）	20
答弁（大久保一成総務部長）	20
質疑（おぐら利彦委員）	20
質疑（石田秀男委員）	20
答弁（岩崎 豊建設課長）	21
答弁（塚越 浩技術課長）	21
質疑（田中邦友委員）	22
答弁（古舘 陽経営改革担当課長）	22
答弁（小林 孝職員課長）	22
質疑（田中邦友委員）	23
答弁（古舘 陽経営改革担当課長）	23
質疑（田中邦友委員）	23
採決	24
閉会	24

平成 2 7 年

東京二十三区清掃一部事務組合議会予算特別委員会

1 期 日 平成 2 7 年 2 月 2 4 日 (火)

2 場 所 東京区政会館

3 出席委員 (1 7 名)

委員長 港 区 井 筒 宣 弘

副委員長 品川区 石 田 秀 男

委 員 千代田区 嶋 崎 秀 彦

新宿区 おぐら利彦

文京区 渡 辺 雅 史

北区 戸 枝 大 幸

荒川区 北 城 貞 治

目黒区 いその弘三

渋谷区 前 田 和 茂

中野区 伊東しんじ

豊島区 本 橋 弘 隆

板橋区 茂 野 善 之

練馬区 村 上 悦 栄

墨田区 田 中 邦 友

江東区 榎 本 雄 一

葛飾区 秋 家 聡 明

江戸川区 高 木 秀 隆

4 欠席委員 (6 名)

委 員 中央区 原 田 賢 一

台東区 和 泉 浩 司

大田区 安 藤 充

世田谷区 山口ひろひさ

杉並区 斉 藤 常 男

足立区 せぬま 剛

5 出席説明員

副管理者 山 崎 孝 明

副管理者 佐 藤 良 美

監査委員	高 橋 邦 夫
総務部長	大久保一成
調整担当部長	原 隆 寿
総務部担当部長（企画室長事務取扱）	柳 井 薫
施設管理部長	井 上 隆
処理技術担当部長	大 塚 好 夫
建設部長	中 村 浩 平
計画推進担当部長	石 崎 尚 志
監査事務局長	萩原日出男
総務課長	中 尾 正 巳
監理調整担当課長	渡 辺 敦
経営改革担当課長	古 舘 陽
職員課長	小 林 孝
労務・研修担当課長	三 羽 憲 和
財政課長	藤 田 和 哉
契約管財課長	池 田 剛
用地担当課長	宮 村 和 己
事業調整課長	濱 園 義 弘
管理課長	佐々木 正
運営担当課長	渡 部 洋 一
特命担当課長	布 施 満
技術課長	塚 越 浩
発電計画担当課長	栗 原 康 明
施設課長	石 野 伸 一
計画推進課長	今 井 正 美
建設課長	岩 崎 豊
会計管理者	田 島 弘 明
清掃事業国際協力室長	山 崎 廣 孝
清掃事業国際協力課長	神 野 美 和
清掃技術訓練センター次長	栗 田 明 男
清掃技術訓練センター企画・研究担当課長	篠 靖 夫

6 出席議会事務局職員

事務局長 和 気 剛

事務局次長 岩 松 隆 志

書記 辺 見 文 子

同 天 里 敬 二

7 傍 聴 人 2 名

8 議 題

(1) 正副委員長の互選

(2) 議案審査

①議案第2号 平成27年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算

②議案第3号 平成27年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金に
ついて

(3) その他

開 会（午後 2 時 4 5 分）

○和気 剛事務局長 事務局から申し上げます。本委員会は予算特別委員の選任後、初めての委員会ですので、委員会条例第 6 条第 2 項の規定により、練馬区の村上悦栄委員に臨時委員長をお願いいたします。

○村上悦栄臨時委員長 よろしく申し上げます。ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

はじめに、傍聴の許可についてお諮りいたします。

傍聴人から当委員会の傍聴の申し出がありますので、これを許可したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○村上悦栄臨時委員長 ご異議なしと認め、傍聴を許可することといたします。

それでは、本日の日程は、お手元に配付のとおりでございます。

これより議題 1、正副委員長の互選に入ります。

正副委員長の互選は、指名推選の方法により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○村上悦栄臨時委員長 ご異議なしと認めます。よって、正副委員長の互選は、指名推選の方法により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

正副委員長の指名は、臨時委員長から行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○村上悦栄臨時委員長 ご異議なしと認め、臨時委員長から正副委員長の指名することに決定いたしました。

委員長には、港区の井筒宣弘委員を副委員長には品川区の石田秀男委員を指名いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○村上悦栄臨時委員長 ご異議なしと認めます。よって、井筒宣弘委員が委員長に、石田秀男委員が副委員長に選出されました。

それでは、井筒委員長には座席の移動をしていただきます。よろしくお願いいたします。

(井筒委員長、委員長席へ移動)

○井筒宣弘委員長 それでは、予算特別委員会を進めます。

これより、議題２議案審査に入ります。

議案第２号及び議案第３号を一括議題といたします。

まず、総務部長から全体の総括説明、次に、各部長から詳細説明を行った後、質疑・意見に入ります。

総務部長の説明を求めます。

○大久保一成総務部長 私からは、平成２７年度一般会計予算全般に係る総括説明及び総務部所管の予算につきましてご説明いたします。

平成２７年度当初予算の編成に当たりましては、経営計画及び一般廃棄物処理基本計画に基づきまして、安全かつ安定的な廃棄物の中間処理をさらに推進するとともに、行財政の見直しへの取組、自主財源の増収を図ることにより、特別区分担金の減額に努めたところでございます。

それでは、既に議案として送付してございます冊子、平成２７年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算、この冊子をお開きいただきたいと存じます。

３ページをお開きください。３ページでございます。

予算総則でございますが、第１条で歳入歳出予算の総額を７１４億６，１００万円と定めております。

第２条債務負担行為では、１件の整備事業に係る期間及び限度額を、それから第３条組合債では、練馬及び杉並清掃工場の建設事業に係る組合債の限度額などを定めております。

第４条一時借入金でございますが、最高額を１００億円と定めております。

続きまして、飛びますが１０ページ、１１ページをお開きください。１０ページ、１１ページでございます。

こちらは歳入歳出予算の総括でございます。

まず、左側１０ページでございます。こちらは歳入の主なものでございます。

まず、第１款分担金及び負担金でございます。財政規模の縮小とあわせ

まして、エネルギー売払収入などの自主財源の増収を図りまして、326億円。対前年度46億4,000万円の減。率では12.5%の減となっております。

第2款使用料及び手数料でございます。廃棄物処理手数料におきまして、持込ごみ量の増などによりまして、151億6,936万8,000円。対前年度3億398万4,000円の増。率では2.0%の増となっております。

第3款国庫支出金は清掃工場の建設に係る循環型社会形成推進交付金が建替工事の進捗状況によりまして減となりますことから、28億4,445万9,000円。対前年度2億1,570万3,000円の減。率では7.0%の減となっております。

下のほうです、第8款諸収入でございますが、売電単価の増によるエネルギー売払収入の増等によりまして、120億8,062万1,000円。対前年度16億6,453万9,000円の増。16.0%の増となっております。

第9款組合債でございますが、練馬及び杉並清掃工場の建替工事に係る建設事業債につきまして、歳出予算と連動する形で54億4,500万円。対前年度10億5,600万円の減。率では16.2%の減となっております。

次に右側、11ページでございます。こちらは歳出でございます。

第3款清掃費でございますが、清掃工場等の管理運営に係る経費につきまして、灰溶融処理施設の段階的休止によりまして、清掃工場の光熱水費や灰溶融運転管理委託費が減となり、さらに清掃工場の建設費で大田清掃工場の建設工事が26年度で終了したこと。また、練馬清掃工場の建替工事が最終年度となり規模が縮小することなどによりまして、清掃費全体では596億1,262万3,000円。対前年度96億256万8,000円の減。率では13.9%の減となっております。

第4款公債費でございますが、定時償還の進捗によりまして、68億3,703万8,000円。対前年度16億4,536万4,000円の減。19.4%の減となっております。

以上が総括説明でございます。

続きまして、総務部所管の予算についてご説明いたします。

今、ご覧いただいている11ページ、歳出の第2款でございます。

総務費の予算額は46億8,642万5,000円で、対前年度と比べまして8,910万7,000円の減。率では1.9%の減でございます。

主な事業をご説明いたします。飛びまして42、43ページをお開きください。

第2款総務費でございます。43ページに右側の説明欄がございます。中段に6企画広報というのがございますが、そのうち1企画・技術管理がございます。こちらは清掃一組の事業及び運営に係る計画の進行管理等に要する経費でございまして、予算額は3,714万1,000円でございます。一般廃棄物処理基本計画におきまして、平成33年度に不燃ごみと粗大ごみの処理施設として、新たな施設を整備することとしておりまして、そのために現在の不燃・粗大ごみのごみ質調査や最新の処理技術の調査を実施するものでございます。

次に、一番下になりますが、事業3清掃事業国際協力でございます。清掃事業の国際協力に向けた調査研究に要する経費で、予算額は4,148万2,000円。27年度は草の根技術協力、海外での事業化調査への協力など、引き続いて実施してまいります。そのほか、NEDOの実証事業といたしまして、27年度から30年度までの4か年計画で独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構NEDOの国際エネルギー消費効率化等技術・システム実証事業において採択されました都市廃棄物を利用したセメントプラント石炭代替システム実証事業に提案事業者と共同参加いたします。ベトナムの都市廃棄物処理問題の改善を支援してまいります。

私からは以上でございます。

○井筒宣弘委員長 次に、施設管理部長の説明を求めます。

○井上 隆施設管理部長 続きまして、私から施設管理部所管に係る部分につきまして、ご説明いたします。

まず、はじめに歳入からご説明いたします。恐れ入りますが、引き続きご覧いただいております一般会計予算の16、17ページをお開きください。

第2款使用料及び手数料、第2項手数料、第2目清掃手数料のうち、第2節廃棄物処理手数料の予算額は151億6,232万9,000円で、

前年度と比べ３億１，４７０万４，０００円。２．１％の増でございます。
これはごみの計画総量は減となるものの、持込ごみ量は増となることによるものでございます。

続きまして、２８、２９ページをご覧ください。

第８款諸収入、第４項雑入、ページ中ほどの第４目エネルギー売払収入の予算額は１０５億２８５万７，０００円で、前年度と比べ１４億９，２０２万２，０００円。１６．６％の増でございます。これは主に売電単価の上昇及び売電量の増によるものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。恐れ入りますが、４８、４９ページをお開き願います。

第３款清掃費、第１項清掃費、下段の第２目ごみ焼却費の予算額は２９億１，８５２万６，０００円で、前年度と比べ１７億５，０６５万４，０００円。５．５％の減でございます。これは大田清掃工場第一工場の運営の見直しなどによるものでございます。

右ページ下段の事業１焼却作業管理は可燃ごみの焼却処理に要する経費で、予算額は７７億２，６２４万円でございます。前年度と比べ１０．４％の減で、主な要因といたしましては、灰溶融施設の段階的休止に伴う光熱水費及び消耗品費等の減によるものでございます。

１枚おめくりいただき５０ページ、５１ページをご覧ください。右ページ上段の事業２焼却技術管理は、工業用薬品の購入や環境測定などの委託に要する経費で、予算額は３８億４，５５０万７，０００円でございます。前年度と比べ１３．３％の減で、主な要因といたしましては大田清掃工場第一工場休止前清掃委託が２６年度で終了することによるものでございます。

同じく右ページ中ほどの事業３焼却施設管理は、オーバーホール等補修工事、運転管理等業務委託などに要する経費で、予算額は１７１億６，２９７万８，０００円でございます。前年度と比べ１．４％の減で、主な要因といたしましては中央及び渋谷清掃工場の受付搬入業務委託による増があるものの、灰溶融施設の段階的休止により、灰溶融炉運転委託費が減になるためでございます。

１枚おめくりいただきまして５２ページ、５３ページをご覧ください。

第３目不燃・粗大ごみ処理費の予算額は６５億３，３１７万６，０００

円で、前年度と比べ6億1,834万4,000円。10.5%の増でございます。主な要因といたしましては、大田清掃工場第一工場の運営の見直しにより、光熱水費及び運転管理業務委託費が増になるためでございます。

続きまして、60ページ、61ページをお開きください。

右ページ下段にある2清掃工場の施設整備が施設管理部の所管する既設の清掃工場の施設整備に係る経費で、予算額は20億3,312万4,000円でございます。前年度と比べ37.5%の減で、主な要因といたしましては熔融処理休止に伴う改造工事が4施設から2施設に減ることによるものです。

1枚おめくりいただきまして62ページ、63ページをご覧ください。

左ページの中程、第2目不燃・粗大ごみ処理施設整備費の予算額は3億4,859万4,000円で、前年度と比べ515万7,000円。1.5%の減でございます。主な要因といたしましては、粗大ごみ処理施設の工事費の減でございます。

以上で、施設管理部所管の説明を終わります。

○井筒宣弘委員長 次に、建設部長の説明を求めます。

○中村浩平建設部長 それでは、私から建設部所管の主なものについてご説明いたします。

まず、歳入からご説明いたします。引き続き、同冊子、一般会計予算の18、19ページをお開き願います。

第3款国庫支出金、第1項国庫補助金、第1目清掃費国庫補助金のうち第1節循環型社会形成推進交付金でございます。予算額は28億3,169万6,000円。前年度と比べて2億1,737万7,000円。7.1%の減でございます。これは清掃工場の建設等を対象とした交付金で、平成27年度は練馬清掃工場及び杉並清掃工場の建替工事が対象となっております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。60、61ページをお開き願います。

第3款清掃費、第2項施設整備費、第1目清掃工場整備費でございます。右側61ページの説明欄をご覧ください。清掃工場の建設に要する経費は全体で100億6,017万8,000円。前年度と比べて71億5,3

7 1 万 6, 0 0 0 円。4 1. 6 %の減でございます。平成 2 6 年度に大田清掃工場がしゅん工し、平成 2 7 年度には練馬清掃工場もしゅん工を迎えることから、建設費全体として減となっております。

事業 2 練馬清掃工場は 4 5 億 1, 6 1 6 万 2, 0 0 0 円。前年度と比べて 5 6 億 3, 4 7 5 万 6, 0 0 0 円。5 5. 5 %の減でございます。

事業 3 大田清掃工場は 7 9 9 万 6, 0 0 0 円。前年度と比べて 4 8 億 3, 2 4 5 万 4, 0 0 0 円。9 9. 8 %の減でございます。2 7 年度は、工場稼働後の環境影響事後調査に係る経費を計上してございます。

事業 4 杉並清掃工場は 5 4 億 7, 9 6 5 万 1, 0 0 0 円。前年度と比べて 3 3 億 3, 3 5 7 万 2, 0 0 0 円。1 5 5. 3 %の増でございます。平成 2 9 年度のしゅん工に向けて建替工事が進んでいくことから増となっております。

事業 5 目黒清掃工場は 2, 5 7 9 万 6, 0 0 0 円。前年度と比べて 2 6 2 万 8, 0 0 0 円。9. 2 %の減でございます。平成 2 9 年度に建替工事の着工を計画しており、平成 2 7 年度は建替工事の発注仕様書を作成するための調査委託等に係る経費を計上してございます。

以上で、建設部所管の説明を終わります。

○井筒宣弘委員長 理事者の説明は終わりました。これより質疑・意見に入りますが、委員の皆様をお願いいたします。発言に際しましては、質問の内容掲載ページ、項目等を明確にし、質疑を終了する際には質疑を終わる旨の発言をお願いいたします。

次、理事者の皆様をお願いいたします。答弁の際には職名を明確に述べていただき、簡潔で明瞭な答弁をお願いいたします。

また、委員会の終了時間の目安は午後 3 時 4 0 分頃を考えておりますので、円滑な会議の運営にご協力をお願いいたします。

それでは、質疑・意見のある方は挙手をお願いいたします。

○秋家聡明委員 葛飾の秋家でございます。今、ご説明いただいた中で私が質問したい項目は 2 項目。灰溶融の段階休止と、それから建設工場の建設に係る経費についてご質問させていただきたいと思っております。

今、ご説明の中にありましたとおり、灰溶融処理をやめると電力というんですかね、相当これは食っているというのがよく分かるわけでございまして。また、こちらいただいた資料の中にも主灰のセメント化という時代

の流れもありまして、段階的休止というのも理解はできるわけですがけれども。私どもの葛飾と多摩川工場の2工場が継続的にこのスラグの処理をするということになっておりますけれども。この段階的休止はそういった状況の中で2工場を残すということがいいのかどうか。一気にハンドルを切って全て休止するという方法もあるでしょうし。あるいは1工場でもよかったのではないかなと思うんですけれども。その辺の2工場という理由をお聞かせいただければと思います。

○石野伸一施設課長 灰溶融の段階的休止に関してのご質問でございますけれども。

今、委員の方からおっしゃったように葛飾工場と多摩川工場の2工場を残すということでございます。これに関しましては、前年度ですか、一組の方で維持管理費とか、それからあと電気がもし止まったときどうなるのかとか、そういうことをいろいろ鑑みまして決定したものでございます。

そして、その中で、まず一つは葛飾工場と多摩川工場については、溶融のその溶融をする形式が違うということでございます。葛飾工場の方は電気を使って行う溶融工場でございます。多摩川工場の方は燃料を使って溶融をする工場でございます。この二つの工場で、例えば電気がとまったときには多摩川工場でできるということがございます。それからもう一つ、逆の点もございます。そういう点を鑑みまして、この二つの工場をということでございます。

それからあと、なぜ二つかということでございますけれども。やはりスラグを利用しなければせっかくつくっても全部埋め立ててしまつては、これはお金を使うだけでございますので。それを考えまして、大体東京都内の道路で全部使っていただくと大体年間2万5,000トンぐらい使うというふうにみてございます。ただ、今のところご存じのとおり4,000トン強ぐらいしか使っていないとお聞きしておりますけれども、今後は一組の方でもっともっと使っていただくよう、東京都、それから23区等に働きかけてスラグを使っていってもらうようにしたいと思っております。

そういう点で葛飾工場、それから多摩川工場、一番ほかの工場に比べると溶融炉としても小さい工場でございますので、小回りもきくという点もございます。その点からこの二つの工場を残したということでございます。

○秋家聡明委員 ありがとうございます。

参考までにお伺いしたいんですけど、その2工場でのスラグの生産量と

いうのか、仕上がる量というのは、これは調整のできるもんなんですか。それともマックス、ドンドンドンドンつくっちゃって、今、おっしゃられたとおり4,000トン程度ですか。あとは残っちゃうと、こういうことなのか。そうじゃなくてその使う見込みにあわせて、その2工場で増やしたり減らしたり、こういうふうにするものなんではないでしょうか。ちょっとその点を教えていただければと思います。

○石野伸一施設課長 調整のことですけれども、調整はできます。例えば葛飾工場、今、例えば自分のところでも灰が出ますので、それをスラグ化するんですけれども。スラグ化しないで中防に埋め立てる等、そういう方法もございますので。スラグの利用状況に合わせてスラグをつくっていくというふうに考えてございます。

以上でございます。

○秋家聡明委員 ありがとうございます。

非常にこのスラグ化というのは電力を食うということでございますので、実質に見合った量を無駄なく使っていただけるような量でお願いできればと思っております。

続いて清掃工場の建設に関してなんですけれども。私もこちらへ出てきていろいろなタイプの清掃工場のプラントといいますか、タイプがあるということを知りました。それがゆえにメンテナンスの費用は随意契約で行われることが多くて、議長会の中からも随意契約、非常に高い金額を払うのにどうなんだという質問も過去には出たのを記憶しております。ただ、そうは言っても、それぞれの工場といいますか、会社の特許等ありますから、いろいろな競争原理が働かないというのもこれはよく分かるわけなんですけれども。清掃工場のプラントもかなり稼働して長くなって建替えの時期が来ているわけですから、一部事務組合としても費用のかかるプラントとか優秀なプラントとか、いろいろ実は内部の方ではあるのではないかと思います。こういったプラントをそれぞれの特徴といいますか、どのように把握されているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○岩崎 豊建設課長 プラントの特徴ということで話がございました。私どもの冊子でごみればというものが出てございますけれども、この中で二十三区清掃一部事務組合でどういう形態のものがあるかといいますと、一番やはり多いのがストーカ炉ということで火格子上にごみを動かしながら焼却すると

いう方式のものがございます。

それから、もう一つが流動床炉といいまして、これは灰といいますか、砂の中でごみを燃やすような方式のものでございます。これは渋谷と豊島の清掃工場で使っているところでございます。

それから、もう一つが世田谷で使っておりますガス化溶融炉ということで、ごみを燃やすというよりも、同時にスラグをつくっていくような方式になってございます。一番数多く経験も積んでいるのが、やはりストーカ炉ということでございますけども。場所によりまして、例えば建築面積、敷地が狭い場合等ございます。そういったときには流動床炉といいまして、例えば渋谷とか豊島といいますと、非常に敷地が狭いところがございますので、こういったところでは流動床炉、縦型で面積も比較的敷地が狭いところでも使えるということで、そういった使い方をしているところでございます。

どれがいい、悪い、一朝一夕にはなかなか言えないところでございますけれども、そういった中で一組としては運営しているというところでございます。

以上でございます。

○秋家聡明委員 当然、導入する際には入札等で決定をされるんだろうと思いますけれども。その後のメンテナンスが随意契約ということですから、その入札時点の優位性があまりその後のメンテナンス費用が掛かると吹き飛んでしまう場合も考えられるのではないかなと思うんですね。ですから、いろいろそのタイプによりまして、あるいは会社によりまして、いろいろとあると思いますけれども。そういったところの長期メンテナンスも含めた入札といいますか決定というか、そういうことは考えてらっしゃるのでしょうか。

○岩崎 豊建設課長 今、長期のメンテナンスということでございました。私どもで今、大田の清掃工場から始めたところでございますけども、入札に関しまして総合評価落札方式という価格点以外にも技術点というところで評価して工事業者を決めていくというところなんです。その技術評価の中で長期的なコストの部分も含めたメンテナンス費用がどのぐらいかかるかということも業者のほうから提案をしていただくというような比較評価をしているところでございます。そういったものも含めて将来的にコスト面も含

めた業者の選定をしているというところでございます。

○秋家聡明委員 これですけれども。やはり非常に多額の予算がかかるものですから、導入ですから。ぜひ、長期展望に立って見ていただきたいと思います。延命化の先には建替えというのがあると思いますから、これから導入もされると思いますので、ぜひ、そういった視点を含めて新たな入札、新たな建設に臨んでいただきたいと思います。

ありがとうございました。

○井筒宣弘委員長 ほかに。

○高木秀隆委員 江戸川の高木ですけれども。水銀の混入による清掃工場が停止というところで何件かちょっと質問をさせていただきたいと思います。

今日も報告事項である品川工場が停止をして、それで再稼働をしたというお話もありました。ここ25年、26年度でどのぐらいの件数、何回ぐらい停止して、それでその回復の費用がどのぐらいかかっている、一番停止した長い期間というのはどのぐらい停止していたのか、その辺がわかれば教えてください。

○塚越 浩技術課長 水銀混入ごみにより停止した工場の状況でございます。私ども、平成22年6月の足立工場の停止からホームページに掲載しておりまして、その件数につきましては先日の品川工場を加えまして9工場で停止に至っております。炉数でいいますと17炉の停止でございます。復旧費用につきましては、合計で4億9,750万円の復旧費用がかかっております。一番長期に渡って停止いたしましたのは、足立清掃工場の2号炉、これが22年の6月11日に停止をいたしまして、復旧は同年9月3日でございます。こちらにつきましては設備交換、バグフィルター、それと脱硝の触媒の交換をしたことによりまして長期に渡ったというところでございます。

最近でございますけれども、最近につきましては26年2月8日中央工場の2号炉でございますけれども、2月8日に停止をいたしまして、復旧は6月11日でございます。こちら、中央工場の2号炉につきましても脱硝の触媒の交換を行ったというものでございます。

以上でございます。

○高木秀隆委員 結構感覚的には多い、ここのところで多くなっているなという感覚がやっぱりあります。それで、危機管理の観点からちょっと聞いてみたいと思うんですけれども。昨年だか一昨年だか、短い期間に江戸川工場

を含めて三つ止まったときがあったような気がするんですけども。そうすると、例えば三つ止まったときに考えたのは、この後、四つ目、五つ目、六つ目とこの期間に止まったら一体どうなってしまうだろうと。あと、今言ったように復旧の時間に4か月かかるものとか3か月かかるものとか長いスパンでかかるものが結構あると思うんですよね。これ例えば、危機管理の観点から五つ止まったときにどうするのか。10個止まったときにどうするのか。恐らくごみをほかのところに振り分けていけないといけなくなってしまうというふうに思いますので、そんな危機管理の観点から、例えばそんなどういうふうにしていくのかというようなマニュアルとか、その準備とか、そういうものは一組の方であるのかどうか。

○塚越 浩技術課長 昨年度の例で言いますと、9月に江戸川工場、平成25年9月に江戸川工場が停止いたしまして、その後、ちょうど1年前になりますけれども26年2月に光が丘工場と中央工場というふうに停止をしました。私どもの方で一番多く停止していたのが平成22年6月の先ほどの足立工場から1カ月の間に4工場が停止したという例がございました。このときは当然のことながら、計画どおりにオーバーホール、定期補修工事も入っている工場もございますし、一度に計画外で4工場止まりますと、非常に高木委員おっしゃるとおり、ごみの処理に支障を来すというふうに考えているところでございます。ただ、今の段階で直ちにその一組内の清掃工場できなくなったということを想定してのマニュアルづくりにまでは、まだ至っていないというのが現状でございます。

例えば、これをやるには東京で言えば多摩地域の施設の方にそういう事態があったときに応援協力を求むとか、近隣の都県をまたいでそういうことをしなければいけないとか、いろいろ課題が、廃掃法上の課題が山積しておりますので、実際にそういうことがあることを想定してマニュアルを整備しないといけないとは考えておりますけれども、現時点ではまだ、そういうところのマニュアルの整備には至っていないというところでございます。

ですので、できる限り工場でごみを効率よく搬入変更して対応していくというところが今の状況でございます。

○高木秀隆委員 今はそういう最大で4工場止まったとそういうところで、今のところはそういうマニュアルは整備をしていないということだというふうに今

のお話ですけれども。ただ、今、世の中何が起こるかわからないという現状ですから。起こったときにあわてない。起こったときに適切に対処できるように、やっぱり今いろいろな法律があったりとか、今、課長さん答弁されたように、いろいろな問題が、やるにはいろいろな問題があると思うんで、一つ一つやっぱりひもときながら、そういうことも想定しておきながら、今のうちから準備をしていくということが、やっぱりこれ大事な視点なんじゃないかというふうに思いますので、一つこれご意見として申し上げておきたいというふうに思います。

それから、これで最後にしたいと思いますが。あとは当然この搬入不適切なごみが混ざらないようにしていくということは、これ各区のやっぱり啓発運動とっても大事なことで、まずこれやるのがとても大事なんですけれども、とっても大事。その後でありますけれども、今、清掃工場の建設のお話もいろいろ出ていました。新しい工場が出て、つくる。例えばですけれども、その新しい工場を建設していくに当たって、この技術革新を一生懸命して行って、これも水銀が炉に入る前に発見できるような、何かそんなことをできれば、やっぱりこういうところとても大事な視点だと思うんですけれども、そんなことは現在の技術では全く無理なんですか、それは。

○塚越 浩技術課長 水銀が、まず上流側で水銀が入ってこないようにする仕組みづくりが一番大変だということを、私どももそういう認識でございます。収集された水銀を焼却炉の、ごみ清掃工場の中に搬入を防止するという技術的な装置はございません。水銀自体が気化していれば、気化している状態で検知する装置というのはあるんですけれども、通常、ごみに含まれている場合は液体化。我々は金属水銀と呼んでいるものなんですけれども、液体化しておりますと、それを発見するのは金属探知機が一般的にあるんですけれども、逆に金属探知機を使いますと全てのものに反応してしまい、金属に反応してしまいますので、これはまず不可能だろうということですので、現状では、その水銀を技術的な検知から早期に発見するという技術はございません。

そういうわけで手をこまねていているわけではなくて、今後検出されている工場の中では、搬入物検査装置というのを、これを常時設置して、私たちの抑止効果ですね。工場に運び、それは積んでいるという確信してい

れば抑止効果になるんですけれども。また、積んだこと自体も例えば集積所に水銀を、水銀 1 キログラムですとマッチ箱 1 つぐらいの容積しかございません。こういうものを集積所に置かれてしまいまして、積んでいる方も積んでいるという意識がないと、これはもう抑止効果も働かないのが現状でございますけれども、やはり抑止効果というのは、これは非常に重要だということを考えておりますので、そういう搬入物検査装置を常設して、今後も抑止効果を高めていきたいというふうに考えているところです。

○高木秀隆委員 ぜひ、そういう意味においては。この搬入物検査装置って大田工場にできたやつですかね。ぜひ、そういうこともしっかり整備をしながら、プラス事前に食いとめて発見できるようなこういう技術革新もですね、やっぱり清掃工場これから何年もかけていろいろなところでつくっていくわけですから、最新の設備でやっていくように、そういう努力もぜひお願いをして終わりにしたいと思います。

ありがとうございました。

○井筒宣弘委員長 ほかにございませんか。

○おぐら利彦委員 新宿のおぐらでございます。私も実は水銀含有ごみの件で質問したいと思っていたんですけれども。いただいたパブリックコメントの中にもございましたよね。国は水銀に関する水俣条約の条約締結に向けた水銀対策の検討を進めており、その検討結果を踏まえて東京都や23区と連携して検討していくと。この中でどのようなことを具体的に考えているのか。それよりもまずこれよりも先に、例えば水銀を取り扱う事業所への徹底した忠告ですとか、そういったことの実施も必要だと思うんですけど、その辺はいかがなんでしょうか。

○塚越 浩技術課長 今、国の方では水俣条約に伴いまして、水銀の規制を検討しているところでございます。今、決まっているのは、清掃工場も含めて五つの業態が水銀の排出事業所だというふうに位置づけられております。その排出事業所からの排出基準は今後、来年以降検討するというふうに国の方は今そういう動きなところなんですけれども。

私どもの方から国に申し上げてるのは、まず、水銀というのは一般廃棄物というところの位置づけになっております。これを一般廃棄物から除いてほしいということは要望しているところでございます。廃棄物から除くことによって、廃棄物でない扱い方が可能になりますので。まず、その一

番の上流側のところで今の一般廃棄物の中に、具体的に言いますと、例えば有害物とかそういうようなカテゴリーにしてもらいたいというふうに話をしているところでございます。

また、当然、そういう廃掃法の中で水銀は一般廃棄物として扱ってはならないというふうになれば、自治体としてもそういう意味では非常に動きやすい。また、区民に対しても説明がしやすくなるだろうというところでございます。また、23区におかれましては、多くのところで一般の家庭から出る水銀製品については不燃ごみで出していただくよう指導しているかというふうに認識しておりますが、その中でも蛍光灯とか水銀含有の乾電池、または血圧計は、そのものを別取りするというような拠点回収も含めた、そういうような収集形態になって来ているところがありますので、それをさらに後押ししていただくには、やはり国の方の法律改正、その廃掃法の中でいう、違う一般廃棄物ではないカテゴリーにぜひお願いをしたいというところで要望をしているところでございます。

○おぐら利彦委員 今、取り扱っているところの事業所等に向けての何か、そういった取組みをしているかどうか。

○塚越 浩技術課長 取り扱っているのが特に血圧計がやはり水銀の含有が一番多いものでございます。約1台で50グラム水銀が入っておりますので、こちらは東京都医師会の方で回収するというルート。これは東京都環境局が東京都医師会と協力をして、不要になった水銀血圧計を回収するというルートをつくって取り組んでいるところでございます。

また、個人のところまでは、どのくらい水銀を使っているか。また、現在使っていないくても、どのくらい昔使っていたものが保有されているのかというところまでには調査には至っておりませんので、その辺のところは不透明ですけれども。とりあえず、1台当たりの含有量の多い水銀血圧計については、回収のルートが今できているというふうに認識しているところでございます。

○おぐら利彦委員 ありがとうございます。

それと、ちょっと人件費についてお伺いしたいと思うんですけれども。職員数が18年から26年にかけて結構減ったという先ほどの報告がございました。それによって18年から25年度までの8年間で累計約17億円の差額分が出たということで、結果の報告をいただいております。ただ、

25年度を見ると、運転管理費等の業務委託においては3,000万の部分しか出ていないということで。今後、ここにも書いてあるんですけど、先ほどもいただいた経営計画の中に清掃技術の基礎となる運転管理実務を直営職員が経験できる機会が少なくなると、こういうふうに書いてあるんですけど。今後、委託をどのような形で増やしていくのか。また、職員を委託によって減らしていくのか。それともある程度技術を習得させるために職員を委託ではなく、ちゃんと雇用するのか、その辺の計画はいかがになっているのでしょうか。

○古館 陽経営改革担当課長 まず、今後の委託に関しましてでございます。先ほどの経営計画の中で説明しましたとおり、当初計画の人員に関しましては平成17年度比で3割削減という目標については変えてございませんので、それに目指して進めていくということでございます。

ただ、その手法に関しまして、例えば今、運転委託に関しましては、19工場稼働している中で8工場運転の委託をしてございます。運転の委託で今、財政効果が出ているかという、先ほど申し上げました通り財政効果が出ないような状況になってきてございますので、人員の削減に関しましては、委託以外の方法でも何か努力をして削減ができないかということを目指していくことがまずございます。

それから、委託の効果と影響ということに関しまして、先ほど申し上げましたとおり、実際に職員がその経験をするのができなくなっているということがございます。通常、技術系の職員でございますと、採用されてから6年から7年の間で、まず清掃工場のほうに配属をし、清掃工場の中にある技術系の係、運転係、技術係、整備係と三つがございますけれども。基本的にはこの運転係が一番初めの基本的なものを習得する、経験工学的なものを習得する係の中では重要と考えてございますので。そういう意味では、現在8工場委託をして、これ以上の運転の管理の部分について広げていくということになると、かなり人材育成上は課題が残るということでございますので、運転管理に関しては現在の規模程度を考えているというところでございます。

○おぐら利彦委員 ぜひ、効果的な運営ができるように人の配置もよろしくお願いたいと思っております。

もう1点、今年度、確か専決で工場の建設費の専決で決めた部分で、た

しか契約金を10億ちょっと増やした部分があったと思うんですけれども。最初の契約金の何パーセントということで、もちろん専決できる部分はあると思うんですけれども。たしか10億だったかな。その部分を専決ですませるだけでいいのか。やはりこれだけの金額というのは、私たちの区に戻ればすごく大きな金額ですので。その辺のご見解はいかがなんでしょうか。

○岩崎 豊建設課長 今、お話ございました。たしか16億で、これは杉並清掃工場のスライド変更ということで専決処分で報告させていただきました。工事総体の10%ということで専決処分にさせていただいたということでございます。

○おぐら利彦委員 10%だったら専決でいいという考え方もあると思うんですけれども、金額的にいうと大変大きな金額なんで、その辺を今後どうしていくかももう一度また検討していただく余地はあるかと思えますんで、その辺。もう10%以下だったらそのまま行くということで決まりでよろしいんですかね。

○大久保一成総務部長 この専決処分の扱いにつきましては、私ども理事者の判断だけで行っているものではございません。議会の議決をいただいて、その中に10%以内の増減であれば専決処分をするようにという議決をいただいた上で、そのルールにのっとっておりますので、私どもとしてはそれにのっとっているつもりでございます。

○おぐら利彦委員 わかりました。その部分は重々承知の上で質問をさせていただいているんですけれども。やはり金額の大きさというのも多少かかわりあるのかなというふうに思っておりますんで質問させていただきました。以上です。

○井筒宣弘委員長 あと6分です。ほかにどなたかいらっしゃいます。

○石田秀男委員 2点、端的にお伺いします。先ほど工場の契約で総合評価が始まった、これは大変いいことだと思っております。その総合評価の中で、これから先ほどメンテナンスの話がありました。よく経年劣化で何年から何年の間ぐらいで交換ですなんていう話は、この総合評価の中で出てきていると思っています。それが例えば5年から10年といっているのが4年で変わるといったときには、その随意契約なる業者にどれだけペナルティをしっかりと払わせるのかというところももちろん決めていると思いますし。

決めているとするのであれば、それをどれだけちゃんと実行するのかというところまで決めていないと、私は総合評価の意味がないと思っているので、そこら辺のところをどのように今後、その総合評価が始まったんでやっていくのかというのが1点。

それからもう1点は、主灰の部分でセメントの原料を粘土でということがあります。これを出すようになってきて、セメントで販売できるということになってきたわけで、これはこれでよかったと思っています。今、主灰を出して2割ぐらいやっぱり不純物が入っているんでその処理を行ってもらっているというのも聞いています。これはこれでいいんだけど、今、復興が始まりました、東北で。それで生コンが足りないといって90分以内のところでは生コン工場を建てようということをして、今、国も盛んに動いています。そういう形の中で、せっかく東京からこれだけの主灰を出してセメント化をしているのであれば、そこに何らかの形で協力をしていく。一組もこれだけ東北の復興に協力しているんだ、こういう意味の生コンの部分に対して何らかの形で私は主灰を出して行って、東北復興に一組もこれだけ協力しているんだということを、もっと表にアピールするべきだと思っているので、そこら辺の可能性を教えてください。

○岩崎 豊建設課長 先ほどの技術評価のという話でした。一応、技術評価に関しては、業者の方から提案ということで出ておりますので、その中で履行確認ということもうたっております。当初、提案の出された例えば5年までもちます、あるいは4年までもちますといった場合に、それ以前に例えば壊れた場合とかという場合には、メーカーのほうで補償していただくという、そういう内容での提案になってございます。

いろいろなその使用量についても細かく規定しているところでございますので、それはしっかりと履行していくような形で取り組んでいきたいと思っています。

○塚越 浩技術課長 主灰のセメント化についてのご質問でございます。私どもが今、主灰の処理を委託しておるのは、セメントを製造するセメントメーカーでございます。そのできたセメントをまたコンクリートに使用する場合は、レディーミクストコンクリートという形で生コン会社が必要になります。やはり東北地方には生コンにする事業者が足りないということと、あと車、それと車を運転する人手が足りないというのが現状というふうに聞いてお

ります。すぐにできるかどうかは別といたしましても、セメントメーカーと私どもで、そういう事業というか、一番必要なところにピンポイントでそういうことができるのかどうか。これは主灰のセメント原料化を進めていく上で重要な課題だというふうに考えておりますので、今後、当然そこは優先的に検討していかなきゃならないというところでございます。

以上でございます。

○井筒宣弘委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

○田中邦友委員 経営計画を今日改めて拝見させていただきました。この一般会計予算では51ページということで、清掃工場運転管理等業務委託と、こういうことで先ほどご説明がありましたように、委託の効果が期待できなくなっている現状にあると、そういう中で、過日の予特、決特の中で理事者とのやり取りの中で、理事者の答弁は管理業務委託、それに加えて技術面の委託というものを今後は考えていきたいという、そういう展望が示されたやに記憶しております。そういう意味では、51ページの3の管理業務委託以外の技術面での平成27年度の予算の反映ではどういうことを考えていらっしゃるのか。

それからもう1点は、極めて素朴な疑問と、それから何を想定されているのか。83ページの退職時特別昇給。項目だけ書いてあります。金額は入っていないんですけど、これを記載されている。どういうことを想定されているのか。ご案内のように退職時にあわせた特別昇給というのは23区ではほとんどないと思うんです。何か、どういうことを想定されて。この記載されているのは何かそういうことが発生することを予測されているのか。参考までにお知らせいただきたい、この2点。

○古館 陽経営改革担当課長 技術面の委託ということでございますけれども、新たな委託の手法といたしましては、26年から大田清掃工場の日勤業務についても運転管理業務以外での委託をしてございます。これは日勤業務でございますので、通常の直営職員が行っている技術係であるとか整備係であるとか、そういうところを含めた技術面での委託というところでございます。

以上でございます。

○小林 孝職員課長 今、先生の退職時の特別昇給の関係でご質問いただきましたけれども、私どもとしては、退職時に特別昇給をさせるという考え方はござい

ませんので、申し上げます。様式の関係でございますが、もう一度私どもの方で検討を加えまして、削除をするようにさせていただきたいと思います。

○田中邦友委員　じゃあ、そのように後段の部分はお願いいたします。

それと、やはりこの外部委託の効果が期待できない、非常に局面にこの清掃一組はこれから大変厳しい状況になってくるのかな。あわせて各区の分担金も増えてくる可能性がこれからも出てくるのかなと。そんな経営計画の中でそんな表を見ながら読み取らせていただきました。

改めて、最後になりますが、今後の一方で③の委託の拡大に伴い人材の育成、こういったことが大変大きな課題になっていると。それとの整合性、これからどういう具合に清掃一組業務委託を含めたこれからの展望についてお知らせをいただきたい。それで終わります。

○古館 陽経営改革担当課長　まず、委託の関係で人材育成ということに関しましては、先ほど申し上げましたように、運転管理業務委託に関しましては、人材育成上、やはりこれは必要だということで一定の直営環境を残すということでございますので、現在の規模の運転管理委託を拡大することではなく、直営規模については現在の部分を残したいというふうに考えてございます。

それ以外に委託の方で、じゃあどういうふうに拡大していくのかということでございますけれども、委託の規模ですとか範囲を、これはやはり精査をして、単純に例えば搬入の業務を全部委託するというのではなく、その中で例えば技術者がいて、そこで金額が跳ね上がってしまうような部分については、技術的な部分については直営に戻し、むしろ汎用的な単なる受付の部分とかそういうところに委託を出していくことで、例えば落札率が下がったりとかいうことがございますので、そういう部分で工夫をしながら委託を拡大し、効率化を進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○田中邦友委員　申しわけありません。もう1点、私からお願いです。改めてこの予算、決算、これの今までの過去の経緯も調べてみました。そしてもう判で押したようにこういうプラントの関係、委託の関係というのは、もう本当に過去の議長さん熱心に質疑をされております。それに対して理事者の答弁は判で押したように3点の理由からこういうふうにやっています。プラ

ント、それから業務委託、こういったこと。そして分離発注に努めてまいります。そして表にも出ております。そういう同じことが繰り返されている。職員の皆さん大変でしょうけど、我々はやはり２３区それぞれの区民を代表してここに、この席に着かせていただいております。前々から申し上げているように、わかりきったことでもきちっとした説明をしていただきたい。そしてお互いに情報を共有できるように、ひとつご努力をいただきたい。同じことが繰り返していると何かやっぱり理事者の答弁にも工夫がいるんじゃないかと、その指摘をさせていただきたいと思います。それで終わります。ありがとうございました。

○井筒宣弘委員長 時間が参りましたので、質疑・意見を終わります。

これより採決に入ります。

はじめに、議案第２号、平成２７年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算を採決いたします。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○井筒宣弘委員長 ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第２号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第３号、平成２７年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金についてを採決いたします。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○井筒宣弘委員長 ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第３号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。

この際、何か発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

○井筒宣弘委員長 発言がないようですので、これをもって予算特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉

会 (午後３時４５分)

記録署名 予算特別委員長.....
(井筒 宣弘)